

平成 28 年度 大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験案内

インターネット出願受付期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）午前 10 時 00 分から平成 27 年 5 月 7 日（木）午後 5 時 00 分まで

平成 27 年 4 月 1 日
大阪市教育局

このテストは、大阪市公立学校・幼稚園教員の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

大阪市教育局の求める人物像

1 情	熱	教職に対する情熱、愛情、使命感を持ち、困難にも立ち向かえる人
2 教えるプロとしての自覚		広く豊かな教養を基盤とした、実践的指導力を備えた人
3 人	間 味	子どもに対する教育的愛情と、カウンセリングマインドを備えた人

今年度の主な変更点

- ・「養護教諭(幼稚園)」枠を新設し、幼稚園で勤務する養護教諭を採用します。また、「養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通)」枠を新設し、小学校、中学校または高等学校のいずれかで勤務する養護教諭を採用します。(受験案内 P 1)
- ・身体障がい者対象選考について、年齢制限を緩和するとともに、採用予定数を明示します。(受験案内 P 1～2)
- ・「中学校(特別支援学級)」枠を新設し、中学校の特別支援学級専任の教員として勤務する人材を採用します。(受験案内 P 3)
- ・特別支援学校に勤務する教諭・養護教諭・栄養教諭の募集を停止します。
- ・校種「小学校」に出願する人のうち、中学校もしくは高等学校「英語」の教員免許状を所有する人、または一定の英語技能を有する人に対して、第 1 次選考および第 2 次選考の総合得点にそれぞれ加点します。(受験案内 P 5)
- ・第 1 次選考の筆答テストについて、問題数を 50 問とします。(受験案内 P 6)

1. 採用予定数

校 種	教 科 等	出願に必要な免許状	採用予定数 ※1
幼稚園・ 小学校共通 ※2	—————	幼稚園教諭及び小学校教諭 の普通免許状(両方の免許状が必要)	約 10 名
小学校	—————	小学校教諭の普通免許状	約 400 名
中学校	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語、 特別支援学級※3	中学校教諭の出願教科 の普通免許状 ※3	約 150 名
高等学校	国語、社会(地歴・公民) ※4、数学、理科(生物・化学共通) ※5、 保健体育、工業(機械)、工業(建築)、工業(デザイン)、商業、英語	高等学校教諭の出願教科 の普通免許状 ※6	各教科若干名
	養 護 教 諭 (幼 稚 園) ※7	養護教諭の普通免許状	約 10 名
	養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通) ※7	養護教諭の普通免許状	若干名
	栄 養 教 諭 ※8	栄養教諭の普通免許状	若干名

※1 採用予定数は、「一般」、「身体障がい者対象」及び「大学院進(在)学者対象」の各選考区分の合計です。なお、身体障がい者対象の選考区分の採用予定数は5名程度とします。

※2 幼稚園・小学校共通は、原則、幼稚園での勤務となります。

※3 中学校(特別支援学級)で採用された場合には、特別支援学級専任の教員として勤務していただきます。出願に際しては、中学校教諭の普通免許状(校種「中学校」で募集されているもののうち、いずれかひとつの教科の免許状)が必要です。特別支援学校の普通免許状は特に要件としません。

※4 高等学校の社会(地歴・公民)は、地理歴史・公民の両方を教授していただきます。なお、出願にあたっては、高等学校社会もしくは高等学校の「地理歴史」及び「公民」の両方の普通免許状が必要です。

※5 高等学校の理科(生物・化学共通)は生物・化学の両方を教授していただきます。

※6 高等学校は、同一の教科に限り、中学校との併願ができますが、中学校教諭の出願教科の普通免許状が必要です。なお、工業及び商業は、中学校との併願できません。

※7 養護教諭(幼稚園) (以下、「養護教諭(幼)」という)は幼稚園での勤務となり、養護教諭(小学校・中学校・高等学校共通) (以下、「養護教諭(小中高)」という)は、小学校、中学校または高等学校いずれかでの勤務となります。「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」は志望順位をつけた上で併願することができます。

※8 栄養教諭は、小学校または中学校いずれかでの勤務となります。

2. 受験資格

受験資格は、「選考区分」または「第1次選考における特例」の有無にかかわらず、次の①～③のすべてに該当する人に限ります。国籍は問いません。

① 地方公務員法第十六条及び学校教育法第九条に該当しないこと。

地方公務員法第十六条<欠格条項>

次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

学校教育法第九条<校長又は教員の欠格事由>

次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 四 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取り上げの処分を受け、三年を経過しない者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

② 「採用予定数」の表に記載した教諭・養護教諭・栄養教諭の普通免許状を所有すること。

- ・「普通免許状を所有すること」とは、「平成 28 年 4 月 1 日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味し、平成 28 年 4 月 1 日までに確実に普通免許状を取得できることを含みます。
- ・中学校(特別支援学級)で出願する人は、中学校の普通免許状(校種「中学校」で募集のある教科に限る)のいずれかひとつを所有する必要があります。なお、特別支援学校の普通免許状は特に要件としません。
- ・「養護教諭の普通免許状を所有する人」には、平成 27 年度中に実施される保健師国家試験の合格により得られる資格を基礎として、養護教諭の普通免許状を取得しようとする人を除きます。
- ・平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された普通免許状を所有する人が平成 28 年 4 月 1 日時点で教員免許更新制の修了確認期限を経過しており、更新講習修了確認を受けていない場合や、取得見込みで受験した人が平成 28 年 4 月 1 日までに必要の免許状(授与年月日が平成 28 年 4 月 1 日付けのものを含む)を取得できなかった場合は、このテストにより得た一切の資格を失います。

③ 昭和 45 年 4 月 2 日以降に出生していること。

※ 身体障がい者対象選考、教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例、講師等経験者特例、前年度 1 次合格者特例及び大阪市教師養成講座修了者特例で出願する人は、**昭和 31 年 4 月 2 日以降に出生していること。**

3. 選考区分

〔一般選考〕

受験資格①～③の各号に該当する人。

〔身体障がい者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、身体障がい者手帳の交付を受け、教員としての職務の遂行が可能な人。(※面接テスト受験当日に、身体障がい者手帳の写しを提出してください)

身体に障がいがあること等により、受験に際して配慮を必要とする場合(手話、筆談、車椅子の使用、点字、拡大文字による受験等)は、出願手続き時に希望する配慮の内容を明記してください。身体障がい者対象選考においては、障がいの程度に応じて実技テストの一部免除又は振替を行います。また、採用された場合、公共交通機関による通勤が著しく困難な場合には、自家用自動車等の公共交通機関以外(各自で確保)による通勤も可能です。なお、職務の遂行に当たっては、職員以外の人(親族、介助者等)が関わることはできません。

〔大学院進(在)学者対象選考〕

受験資格①～③の各号に該当し、次のア～ウのすべてに該当している人。

ア 平成 26 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H26 テスト」という)または平成 27 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H27 テスト」という)に合格後、大学院進(在)学を理由として大阪市教育委員会に辞退届を提出し、平成 28 年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H28 テスト」という)における大学院進(在)学者対象選考該当者として受理されていること。

イ 平成 27 年度中に大学院修士課程等を修了すること。

ウ 平成 28 年 4 月 1 日までに、辞退届提出時に指定された校種教科の専修免許状が取得できること。

- ・平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に大学院を修了できなかった場合または平成 28 年 4 月 1 日までに必要の専修免許状を取得できなかった場合は、合格を取り消します。
- ・大学院進(在)学者対象選考の受験資格が得られる受験年度および出願校種教科は、辞退届提出時に決定されています。決められた年度および校種教科以外の教員採用選考テストにおいてこの選考区分の受験はできません。

- ・この選考で出願する場合、特例は「なし」を選択してください。

大学院進(在)学者対象選考のテスト内容

第1次選考と第2次選考(筆答・実技)を免除し、第2次選考(面接)のみとします。

4. 中学校(特別支援学級)の詳細について

大阪市における特別支援教育のめざす基本的方向を理解し、専門性を有する人材を中学校特別支援学級専任教員として配置するため、中学校(特別支援学級)枠を新設します。

- ・出願に際しては、中学校教諭の普通免許状(教科は校種「中学校」で募集のあるもののうちいずれかひとつ)が必要です。特別支援学校の普通免許状は特に要件としません。
- ・試験内容は、第2次選考の面接テスト以外、所有する中学校の普通免許状の教科に関するテストと同じです。複数の教科について、中学校の普通免許状を所有している人は、そのうちで受験を希望する教科をひとつだけ選んでください。
- ・第2次選考の面接テストにおいて特別支援教育に関する専門性を確認します。面接時間を30分とし、他の受験者と同様の面接の他、特別支援教育に関する専門知識や、大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等も行います。
- ・合格者は、第1次選考は他の受験者と同様の方法で決定しますが、第2次選考については、教科に関するテスト(筆答・実技)について、教科ごとに設定する合格基準点を上回った受験者を判定対象とし、面接テストの得点で決定します。

5. 第1次選考における特例

〔社会人経験者特例〕

次の(1)または(2)のいずれかに該当する人。

- (1) 平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に、法人格を有する民間企業又は官公庁等での正社員または正規職員としての勤務経験が通算2年以上ある人。
- (2) 平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に、独立行政法人国際協力機構法の規定に基づく青年海外協力隊等としての活動経験が通算2年以上ある人。

※(1)について、正社員または正規職員として認められない勤務形態(契約社員、派遣社員等)の勤務経験は出願の根拠になりません。出願の根拠として出願時に申請した勤務歴について、第2次選考後に提出された職歴証明によって非正規雇用の勤務形態であったと判明した場合は、合格を取り消します。

※(1)、(2)には、教諭経験者特例、大阪市立学校園現職講師特例及び講師等経験者特例に該当する勤務期間は含みません。

社会人経験者特例の内容

- ・第1次選考において、筆答テスト50問を30問に減じ、50問の中から自由に30問選択できることとします。

〔教諭経験者特例〕

次の(1)または(2)のいずれかに該当する人。

- (1) 国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校において、正規任用の教諭、養護教諭または栄養教諭(以下、「教諭等」という)として出願時点で在職しており、平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪府、大阪市、堺市および大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した教員採用選考テストに合格し正規任用された「教諭等」として出願時点で在職している人を除く。
- (2) 大阪市立の学校園において、正規任用の「教諭等」として、平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園の正規任用の「教諭等」として出願時点で在職している人を除く。

※ 教諭あるいは講師等の呼称に関わらず、雇用契約を1年以内ごとに更新する場合は、教諭経験者特例の対象としません。

※ 出願校種教科等に必要の普通免許状を有したうえで、「教諭等」として、平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に1年以上教育課程内の授業等を担当した(時間数は問わない)実績のある校種教科等に限ります。なお、この1年以上の実績について、別途条件のある校種教科等は以下の通りです。

- ・幼稚園・小学校共通：校種「幼稚園」の実績が必要
- ・中学校(特別支援学級)：中学校特別支援学級において学級担任を勤めた実績が必要
- ・高等学校の出願者の、中学校の同一教科の併願：高等学校および中学校の同一教科の両方の実績が必要
- ※ 外国籍の方で任用の期限を付さない常勤講師として勤務された期間は、教諭経験者特例の対象とします。

教諭経験者特例の内容

- ・第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・第2次選考において、筆答テスト及び実技テストを免除し、面接テストのみとします。

【大阪市立学校園現職講師特例】

大阪市立の学校園において、常勤講師・非常勤講師・非常勤嘱託員として出願時点で在職している人。
※ 臨時技師として大阪市立学校に在職している人は、大阪市立学校園現職講師特例の対象としません。

大阪市立学校園現職講師特例の内容

- ・ 第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。
- ・ 第1次選考の面接テストの点数に、出願時点の在籍校での講師評価を反映させます。

【講師等経験者特例】

次の(1)または(2)のいずれかに該当する人。

- (1) 国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校または特別支援学校において、教諭・常勤講師・非常勤講師・非常勤嘱託員として、平成22年4月1日から平成27年4月30日までの間に通算2年以上在職経験がある人。ただし、大阪市立学校園現職講師特例該当者および大阪府、大阪市、堺市および大阪府豊能地区教職員人事協議会が実施した教員採用選考テストに合格し正規任用された「教諭等」として出願時点で在職している人を除く。

・ 教員免許状が必要でない講師等の勤務期間は、講師等経験者特例の勤務歴にできません。

- (2) 平成27年4月1日現在、大阪市立学校における正規職員の実習助手または寄宿舎指導員として在職している人。

講師等経験者特例の内容

- ・ 第1次選考において、筆答テストを免除し、面接テストのみとします。

※ 特例による出願に必要な所定の勤務経験に関する注意事項

- ・ 勤務期間の算定については、その月に1日でも勤務期間があれば1月分とみなし、計12月分で1年としてください。ただし、同一月を重複して算定することはできません。また、所定の勤務期間には、休業・休職期間等実質勤務していない期間を含みません。
- ・ 教諭・講師としての経験を必要とする特例の場合、校種教科等が異なる場合でも勤務歴の通算が可能です。また、教諭経験者特例で出願する場合を除き、勤務経験と異なる校種教科等での出願が可能です。ただし、出願する校種教科等にかかる普通免許状を有している場合に限りです。
- ・ 第2次選考後に合格者のみ職歴証明書を提出していただきます。提出されない場合、または提出された内容が特例の要件を満たさない場合は、合格を取り消します。

【前年度1次合格者特例】

「H27 テスト」の第1次選考受験の結果「合格」と判定され、第2次選考受験の結果「不合格」と判定された人は、第1次選考を免除します。

- ・ 「H27 テスト」において、第1次選考を受験せず、第2次選考のみ受験した人は対象になりません。
- ・ 「H27 テスト」において受験した同一の選考区分、校種教科等に出願できます。なお、高等学校の受験者で中学校の併願を希望した人のうち、中学校の第2次選考で「不合格」と判定された人は、中学校の同一の選考区分、教科に出願できます。
- ・ 「H27 テスト」の第2次選考結果通知書に記載された名前と現在の名前が違う場合、出願時に第2次選考結果通知書に記載された名前と現在の名前の両方を明記してください。第2次選考後に合格者のみ戸籍抄本を提出していただきます。

※ 高等学校の理科(物理・化学共通)で資格を得た人は、高等学校の理科(生物・化学共通)をこの特例で受験できます。

※ 高等学校の工業(電気)で資格を得た人は、工業(機械)、工業(建築)、工業(デザイン)のいずれかをこの特例で受験できます。

※ 養護教諭で資格を得た人は、「養護教諭(幼)」、「養護教諭(小中高)」のいずれかをこの特例で受験でき、「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」の併願も可能です。

※ 特別支援学校(中学部)および特別支援学校(中学部・高等部共通)で資格を得た人は、受験教科として同一教科を選択した場合に限り、中学校(特別支援学級)をこの特例で受験できます。

※ 特別支援学校(幼稚園・小学部共通)、特別支援学校(小学部)で資格を得た人は、この特例で受験できません。

【大学推薦特別選考特例】

中学校(数学)、中学校(理科)、中学校(技術)の教諭1種(専修)普通免許状取得のための課程認定を受けている大学(大学院)から推薦を受けた人を対象とした大学推薦特別選考を実施し、大学推薦特別選考合格者については、第1次選考を免除します。**出願は、在籍する大学等を通じて行ってください。**詳しくは、「平成28年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト大学推薦特別選考実施要項」(大阪市教育局のホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/> に掲載)をご覧ください。

【大阪市教師養成講座修了者特例】

平成26年度大阪市教師養成講座を修了した人は、受講した校種教科等の第1次選考を免除します。

- ・ 「H28 テスト」を受験する場合に限りです。

- ・平成 26 年度大阪市教師養成講座修了証書に記載された名前と現在の名前が違う場合、出願時に修了証書に記載された名前と現在の名前の両方を明記してください。第 2 次選考後に合格者のみ戸籍抄本を提出していただきます。

6. 「英語」の免許状・資格を有する受験者に対する加点（校種「小学校」受験者に限る）

大阪市では、グローバル社会において活躍し貢献できる人材の育成をめざして、義務教育の早い段階から生きた英語にふれる取り組みを行っています。この取り組みを推進し、中学校もしくは高等学校「英語」の教員免許状を有する人、または一定の英語技能を有する人を採用するため、以下のとおり加点制度を導入します。

校種「小学校」を受験する人のうち、(1)～(3)のいずれかに該当する人は、第 1 次選考および第 2 次選考の総合得点にそれぞれ加点します。加点申請は出願時のみ可能で、出願受理後の内容変更は受け付けません。※この加点申請は、選考区分・特例の有無を問わず行うことができます。

- (1) 中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」普通免許状の所有、英検 1 級合格、TOEFL (iBT) 110 点以上取得、IELTS 7.0 以上取得、TOEIC945 点以上取得のいずれかを満たす人
- (2) 英検準 1 級合格、TOEFL (iBT) 87 点以上取得、IELTS 5.5 以上取得、TOEIC785 点以上取得のいずれかを満たす人
- (3) 英検 2 級合格、TOEFL (iBT) 57 点以上取得、IELTS 4.0 以上取得、TOEIC550 点以上取得のいずれかを満たす人

※(1)の中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」普通免許状の「所有」とは、「平成 28 年 4 月 1 日時点で有効な普通免許状を所有していること」を意味し、平成 28 年 4 月 1 日までに確実に普通免許状を取得できることを含みます。その他の資格については、出願時点において取得済みであることを要件とします。なお、TOEFL については、TOEFL (iBT)に限ることとし、TOEIC については、公開テストにより行われたものに限り有効とします。

※この制度により加点を受けた場合、第 2 次選考後に、合格者のみ証明書等の写しを提出していただきます。提出されない場合、または提出された内容が選考の要件を満たさない場合は、合格を取り消します。なお、ご提出いただく証明書等は以下のとおりです。

中学校教諭又は高等学校教諭の「英語」の普通免許状	教員免許状の写し
英検	合格証明書の写し
TOEFL (iBT)	公式スコアレポート(Test Taker Score Report)の写し
IELTS	公式の成績証明書(Test Report Form)の写し
TOEIC	公式認定証(Official Score Certificate)の写し

加点の内容

- ・ (1) を満たす場合、第 1 次選考および第 2 次選考において、総合得点にそれぞれ 60 点加点します。
- ・ (2) を満たす場合、第 1 次選考および第 2 次選考において、総合得点にそれぞれ 40 点加点します。
- ・ (3) を満たす場合、第 1 次選考および第 2 次選考において、総合得点にそれぞれ 20 点加点します。

検定の詳細は以下のとおりです。

英検：実用英語技能検定(日本英語検定協会)

TOEFL：Test of English as a Foreign Language(国際教育交換協議会)

IELTS：International English Language Testing System(日本英語検定協会)

TOEIC：Test of English for International Communication(国際ビジネスコミュニケーション協会) ※公開テストに限る

7. 高等学校出願者の中学校併願

高等学校の出願者は、中学校の普通免許状を取得(見込)している場合に限り、中学校の同一教科を併願できます。なお、工業および商業の出願者は、併願できません。

高等学校の出願者は、出願時に中学校との併願を希望することで、高等学校で第 1 次選考不合格となっても、中学校の合格最低点を上回っている場合は、第 2 希望である中学校の第 2 次選考を受験することができます。また、高等学校で第 2 次選考不合格となっても、中学校の合格最低点を上回っている場合は、第 2 希望である中学校の第 2 次選考を合格と判定します。なお、出願後に併願の希望を変更することはできません。

8. 「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」の併願

「養護教諭(幼)」と「養護教諭(小中高)」は、志望順位を決めた上で併願できます。併願を希望することで、第 1 志望で第 1 次選考不合格となっても、第 2 志望の合格最低点を上回っている場合は、第 2 志望で第 2 次選考を受験することができます。また、第 1 志望で第 2 次選考不合格となっても、第 2 志望の合格最低点を上回っている場合は、第 2 志望の第 2 次選考を合格と判定します。なお、出願後に併願の希望を変更することはできません。

9. 選考テストの日時・会場・内容・携行品等 ※ 記載している日時や会場は予定であり、変更の可能性があります。

(注意事項)

- ・ 試験当日に受験票や面接個票兼受験票を忘れた人の受験は認めません。

- ・受験票と面接個票兼受験票は、必要事項を記入し、証明写真を貼付のうえ、各テスト時に必ず持参してください。いずれかのテスト時に回収します。
- ・受験票と面接個票兼受験票に、証明写真を貼付しておらず、本人確認ができない場合は、受験できません。
- ・受験票や面接個票兼受験票を紛失した場合、再発行いたしません。
- ・テストの日時や会場は受験票にて指定します。いかなる理由があっても、日時や会場の変更はできません。
- ・筆記用具はいずれのテストでも必ず持参してください。筆記用具の貸し出しはいたしません。
- ・選考結果通知用切手票は、テスト時に回収しますので、切手を貼付のうえ、各テスト受験時に必ず持参してください。
- ・テストの内容に関する質問には、一切お答えすることができません。
- ・台風等の自然災害により、テスト実施に関して変更等がある場合は、大阪市教育委員会ホームページにてお知らせしますので、適宜ご確認ください。(http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/)
- ・第1次及び第2次の各選考において、必要とされるテストをひとつでも受験しなかった場合、その時点で有効受験者ではないものとし、結果通知はいたしません。

【第1次選考】

テ ス ト	実 施 日 (予 定)	対 象 者	試 験 内 容
面 接	7月4日(土)、5日(日)、11日(土)、12日(日)、18日(土)、19日(日)のうちいずれか1日 ※1	・教諭経験者特例の出願者 ・大阪市立学校園現職講師特例の出願者 ・講師等経験者特例の出願者	1人約15分程度の個人面接を行います。
		・特例なしの出願者	5～6人1組を基本とした集団面接を約30分行います。
筆 答	7月26日(日) 9時30分～12時	・社会人経験者特例の出願者 ・大学推薦特別選考特例で第1次選考の免除が認められなかった出願者	教職教養、教育関連の法規、教育公務員の倫理、教育関連時事等について、択一式のテストを行います。(50問、90分) ※2

※1 面接テストの日時は受験票にて指定します。いかなる理由があっても、日時の変更はできません。面接順により指定する時刻から待機時間も含めて約3時間かかる場合がありますので、ご了承ください。

※2 社会人経験者特例については、50問の中から30問を自由選択、90分です。

【第2次選考】(第1次選考で「合格」と判定された人、および特例により第1次選考の免除を認められた人が対象)

テ ス ト	実 施 日 (予 定)	対 象 者	試 験 内 容
筆 答	8月22日(土) 9時30分～12時	教科「音楽」「保健体育」	出願した校種教科等についての記述式の専門テストを行います。
	8月23日(日) 9時30分～12時	教科「英語」 実技を実施しない全校種教科	
	8月23日(日) 13時30分～16時	幼稚園・小学校共通、小学校	出願した校種教科等についての択一式の専門テストを行います。
	8月30日(日) 15時30分～17時30分	教科「美術」	出願した校種教科等についての記述式の専門テストを行います。
実 技	8月22日(土) ※2	教科「音楽」「保健体育」	受験案内P7～8を参照してください。
	8月23日(日) ※2	教科「英語」	
	8月19日(水)、20日(木)、21日(金)のうちいずれか1日 ※1	幼稚園・小学校共通、小学校	
	8月30日(日) ※2	教科「美術」	
面 接	8月19日(水)、20日(木)、21日(金)、30日(日) 9月5日(土)、6日(日)、12日(土)、13日(日)のうちいずれか1日 ※1	全校種教科	1人約15分程度の個人面接を行います。その中で場面指導を行います。※3 なお、中学校(特別支援学級)で受験する人には、上記のほか、特別支援教育に関する専門知識や、大阪市の特別支援教育の現状と課題に関する質問等を行うため、個人面接の時間は1人約30分程度とします。

※1 筆答テスト、実技テスト、面接テストの日時は受験票にて指定します。いかなる理由があっても、日時の変更はできません。

※2 教科「音楽」「美術」「保健体育」「英語」については、筆答テストと実技テストを同日中に行います。

※3 場面指導とは、様々な場面を設定し、児童生徒への指導や、保護者への対応の仕方などをみるテストです。なお、場面設定につきましては、面接時に担当から提示します。

〔第2次選考実技テストの内容・携行品〕

※ テスト内容・携行品に関する質問は一切受け付けません。

※ 携行品を忘れた場合の貸し出しはできません。またその場合、受験を認めないことがあります。

教科「音楽」実技テスト：8月22日(土)

内 容	携 行 品
・ピアノ弾き歌い(曲目は当日指定) ※1 ・自由演奏(楽器及び曲目は自由、弾き歌いも可) ※2	・自由演奏用の楽器(ピアノは会場のものを使用可) ・自由演奏用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ※3

※1 読譜時間を別に設けます。 ※2 楽器及び曲目の選択に関する質問は一切受け付けません。 ※3 使用する楽譜の出版社は問いません。

教科「保健体育」実技テスト：8月22日(土)

内 容	携 行 品
第1群 体づくり運動(NHK 放映「みんなの体操」の音楽を使用し、3分程度で各自の創作によるもの) 第2群 水泳(クロールと平泳ぎ 各25m、ゴーグル・耳栓の着用可) 第3群 球技(バレーボール、サッカー、バスケットボール、ハンドボールから1種目選択) 第4群 器械運動(マット運動)、陸上競技(ハードル走)、武道(柔道、剣道)、ダンスから1種目選択 (注)雨天の場合、内容を一部変更することがあります。	・運動できる服装(10cm×20cmの白布に黒の油性ペンで受験番号を書き、胸と背に縫い付けること) ・体育館シューズ ・屋外用シューズ(スパイク・ポイントシューズ使用不可) ・水泳用水着(5cm×8cmの白布に黒油性ペンで受験番号を書き、水着の正面から見て前面左上部に縫い付けること) ・水泳帽 ・柔道衣(柔道選択者のみ) ・剣道衣及び用具(剣道選択者のみ)

※ 水着のまま待機することがありますので、水着の上から着るシャツ・短パン等を用意してください。また、プールサイドに入る際に、くつ・シャツ・短パン等を入れる袋を用意してください。また、水着については、採用選考を受験するにふさわしいものをご用意ください。

教科「英語」実技テスト：8月23日(日)

内 容	携 行 品
・Listening ・Reading ・Group discussion	英語運用能力アピールシート ※

※ 第2次選考前に送付します

幼稚園・小学校共通：8月19日(水)、20日(木)、21日(金)

	内 容	携 行 品
音楽	・無伴奏による歌唱 (指定曲の中から1曲を選択) ※1 ・ピアノ弾き歌い(下記①～⑤の中から1曲を自由選択) ①おはながわらった(保富 康午/湯山 昭) ②山の音楽家(ドイツ民謡/水田 詩仙) ③ゆげの朝(まど・みちお/宇賀神 光利) ④ホ!ホ!ホ! (伊藤 アキラ/越部 信義) ⑤バスごっこ(香山 美子/湯山 昭)	・無伴奏による歌唱用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ・ピアノ弾き歌い用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ※2
体育	・水泳(クロールと平泳ぎのいずれかを選択し25m1本、ゴーグル・耳栓の着用可)	・水泳用水着(5cm×8cmの白布に黒油性ペンで受験番号を書き、水着の正面から見て前面左上部に縫い付けること) ・水泳帽 ※3

※1 指定曲の詳細は8ページをご確認ください。

※2 使用する楽譜の出版社は問いません。

※3 水着のまま待機することがありますので、水着の上から着るシャツ・短パン等を用意してください。また、プールサイドに入る際に、くつ・シャツ・短パン等を入れる袋を用意してください。また、水着については、採用選考を受験するにふさわしいものをご用意ください。

小学校：8月19日(水)、20日(木)、21日(金)

	内 容	携 行 品
音楽	・無伴奏による歌唱 (指定曲の中から1曲を選択) ※1 ・自由演奏(楽器及び曲目は自由、弾き歌いも可) ※2	・無伴奏による歌唱用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ※3 ・自由演奏用の楽器 ・自由演奏用の楽譜3部(採点官提出用2部、本人用1部) ※3
体育	・水泳(クロールと平泳ぎのいずれかを選択し25m1本、ゴーグル・耳栓の着用可)	・水泳用水着(5cm×8cmの白布に黒油性ペンで受験番号を書き、水着の正面から見て前面左上部に縫い付けること) ・水泳帽 ※4

※1 指定曲の詳細は8ページをご確認ください。

※2 自由演奏について、鍵盤楽器は60鍵のキーボードを会場で用意していますので、それを使用してください(ピアノは会場にはありません)。なお、電子楽器や準備に時間を要する楽器は使用不可です。その他楽器及び曲目の選択に関する質問は一切受け付けません。使用する楽譜の出版社は問いません。

※3 歌唱と自由演奏は、それぞれ異なる曲を準備してください。同じ曲を歌唱、自由演奏の両方で使用することはできません。

※4 水着のまま待機することがありますので、水着の上から着るシャツ・短パン等を用意してください。また、プールサイドに入る際に、くつ・シャツ・短パン等を入れる袋を用意してください。また、水着については、採用選考を受験するにふさわしいものをご用意ください。

幼稚園・小学校共通、小学校 音楽 無伴奏による歌唱 指定曲（次の9つの楽曲のうち、1曲を選択してください）

指定曲 (小学校学習指導要領【平成20年3月版】第2章各教科第6節音楽における、第4学年、第5学年、第6学年の歌唱教材の共通教材より)	
第4学年	とんび(葛原 しげる/梁田 貞) まきばの朝(文部省唱歌/船橋 栄吉) もみじ(高野 辰之/岡野 貞一)
第5学年	こいのぼり(文部省唱歌) スキーの歌(林 柳波/橋本 国彦) 冬げしき(文部省唱歌)
第6学年	おぼろ月夜(高野 辰之/岡野 貞一) ふるさと(高野 辰之/岡野 貞一) われは海の子(歌詞は第3節まで)(文部省唱歌)

※ 使用する教科書の出版社は問いません。

教科「美術」実技テスト：8月30日(日)

内 容	携 行 品
・描写 ・立体	・鉛筆(HB～2B) ・消しゴム ・ハサミ ・定規(30cm) ・セロハンテープ ・カッターナイフ ・カッターマット ・ラジオペンチ ・水彩絵の具一式 ・雑巾 ・水入れ(筆洗い用) ・画板(カルトン) 四つ切り判以上 ・多用途(紙・布・針金等)で速乾のボンド ・クリップ (ボンドの仮止めにも使用)

【テスト会場】

- ・ 下記会場のうち、後日送付する受験票に記載してある会場にて受験してください。指定した会場以外での受験はできません。
- ・ 試験会場への電話照会 は 厳禁 です。
- ・ 会場へは、地図等で場所を確認のうえ、公共交通機関を利用してご来場ください。
- ・ 会場への入室は、集合時間の20分前から可能です。

試験会場	会場住所	最寄駅	備考
大阪市立中央高等学校	大阪市中央区釣鐘町 1-1-5	京阪・地下鉄谷町線「天満橋」	
大阪市立西高等学校	大阪市西区北堀江 4-7-1	地下鉄千日前線・長堀鶴見緑地線「西長堀」	
大阪市立都島工業高等学校	大阪市都島区善源寺町 1-5-64	地下鉄谷町線「都島」	
大阪市立東高等学校	大阪市都島区東野田町 4-15-14	J R・京阪・地下鉄 長堀鶴見緑地線「京橋」	
大阪市立東三国中学校	大阪市淀川区東三国 6-3-68	地下鉄御堂筋線「東三国」	
大阪市立東中学校	大阪市中央区大手前 4-1-5	地下鉄中央線「谷町四丁目」	
大阪市立文の里中学校	大阪市阿倍野区美章園 1-5-52	J R「美章園」	
大阪市立咲くやこの花 中学校・高等学校	大阪市此花区西九条 6-1-44	J R・阪神「西九条」	・上履き ・下足を入れる袋 を持参してください。
大阪市立宮原中学校	大阪市淀川区西宮原 3-3-2	地下鉄御堂筋線「東三国」	
大阪市立新北野中学校	大阪市淀川区新北野 2-13-37	J R「塚本」	

10. 選考の結果発表

(1) 時期及び方法

区 分	発 表 時 期	発表方法(掲示は10時、インターネットは11時を予定)
第1次選考結果発表	8月 7日(金) 予定	【本 人 通 知】発表日付で送付(郵送) ※ 【掲 示】大阪市役所掲示場 【インターネット】 http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/
第2次選考結果発表	10月21日(水) 予定	

※ 第1次及び第2次の各選考において、必要とされるテストをひとつでも受験しなかった場合、その時点で有効受験者ではないものとし、結果通知いたしません。

- 第1次選考並びに第2次選考の筆答、面接、実技の各テストにおいて、その総得点に係わらず、一定の基準以下の得点がひとつでもある場合は、「不合格」とします。なお、一定の基準については、合格基準点として結果発表日に「不合格」の人へ送付する結果通知書に記載するとともに、ホームページにおいて発表します。
 - 選考結果等のお電話での問い合わせについては、お答えできません。
 - 選考結果が「不合格」の人へは、出願校種教科等における総合点順位、受験者数、合格者数、合格最低点、筆答・面接・実技の各得点及び総得点、筆答・面接・実技の各合格基準点を結果通知書に記載します。
 - 「H28 テスト」(小学校、中学校)において第2次選考に合格した人のうち、大学院等進(在)学を理由に採用を辞退し、大学院等を修了後に教員採用を希望する人に対して、次の①～③のいずれかの要件を満たした場合、平成29年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H29 テスト」という)または平成30年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト(以下、「H30 テスト」という)において、大学院等進(在)学者対象選考を実施します。この選考区分のテストでは、第1次選考と第2次選考(筆答・実技)を免除し、第2次選考(面接)のみとします。ただし、出願は、「H28 テスト」において合格した校種教科等に限りです。
- ①平成28年度または平成29年度に大学院修士課程を修了見込みであること。また、修了見込み年度の翌年度の4月1日までに合格した校種教科等の専修免許状を取得できること。

- ②中学校(特別支援学級)に合格した者のうち、特別支援学校教諭の普通免許状を有しない者について、平成 28 年 4 月に特別支援教育特別専攻科に入学し、平成 29 年 3 月に修業年限 1 年で修了見込みであること。また、平成 29 年 4 月 1 日時点で有効な特別支援学校教諭 1 種免許状を取得できること。
- ③中学校(特別支援学級)に合格した者のうち、特別支援学校教諭 1 種免許状を有する者について、平成 28 年 4 月に特別支援教育特別専攻科に入学し、平成 29 年 3 月に修業年限 1 年で修了見込みであること。また、平成 29 年 4 月 1 日時点で有効な特別支援学校教諭専修免許状を取得できること。
- ※ 平成 28 年度中に大学院修士課程を修了見込みの場合、および②または③の場合、大学院等進(在)学者対象選考で出願できるのは「H29 テスト」のみとします。また、平成 29 年度中に大学院修士課程を修了見込みの場合、大学院等進(在)学者対象選考で出願できるのは「H30 テスト」のみとします。
- ※ 「H28 テスト」辞退時に申告した修了見込み年度内に大学院等を修了できなかった場合、または修了見込み年度の翌年度の 4 月 1 日までに合格した校種教科等の専修免許状(②においては特別支援学校教諭 1 種免許状)を取得できなかった場合、「H28 テスト」の合格により得た一切の資格を失います。
- ※ 大学推薦特別選考特例で合格した人は、この選考区分の対象としません。
- (6) 「H28 テスト」の第 1 次選考で「合格」と判定され、第 2 次選考で「不合格」と判定された人については、「H29 テスト」で同一校種教科等を受験する場合、第 1 次選考を免除します。ただし、「H29 テスト」において、「H28 テスト」に出願した同一の校種教科等で募集のある場合に限りです。なお、高等学校の受験者で中学校の併願を希望した人のうち、中学校の第 2 次選考で「不合格」と判定された人は、中学校の第 1 次選考を免除することとします。

11. 採用までの経過

- (1) 第 2 次選考の結果「合格」と判定された人については、受験資格に掲げる資格要件を証明する書類等を指定する期日までに提出していただきます。その上で、資格要件を確認できた人については、学校の欠員状況等を考慮し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に、順次採用を決定します。
- (2) 日本国籍を有しない人は、任用の期限を附さない常勤講師に任用されます。また、その職名は教諭(指導専任)とします。ただし、採用時に従事可能な在留資格がない場合には、採用しません。

12. 給与、勤務条件

平成 27 年 4 月 1 日現在の初任給は次のとおりですが、採用時には変更されることがあります。なお、職歴などがある人については、その経歴に応じて加算されることがあります。

		最終学歴		
		短期大学卒業者	大学卒業者	修士課程修了者
勤務先 校種	幼稚園教育職	205,700	231,800	253,100
	小・中教育職	209,500	235,600	265,200
	高等教育職	214,800	235,600	265,200

月額(100 円未満切捨、単位：円)

これらの月額、給料+教職調整額+地域手当+義務教育等教員特別手当の合計額(以下、「月給」という)です。また、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が、条件に応じて支給されます。なお、養護教諭・栄養教諭については、勤務先の校種の給料表が適用されます。

勤務時間は、原則として午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、定時制課程は、午後 0 時 45 分から午後 9 時 15 分までとなっていますが、学校によって若干異なる場合があります。

参考資料：新規卒業者が 20 年間一般教諭として勤続した場合の「月給」のモデルケース

		最終学歴		
		短期大学卒業者	大学卒業者	修士課程修了者
勤務先 校種	幼稚園教育職	341,900	357,000	375,200
	小・中教育職	431,300	448,600	462,400
	高等教育職	438,600	458,400	477,100

月額(100 円未満切捨、単位：円)

13. 服務規律

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組み及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。以下に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。得心した上で、受験申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・校園敷地内では喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと（入れ墨を入れている職員に対しては、消すように指導している。）
- ・入れ墨の施術を受けないこと
- ・マイカー通勤をおこなわないこと

14. 出願手続き

原則、電子申請（インターネット）により出願してください。なお、複数の校種・教科等に重複して出願した場合、全ての出願を無効とします。また、同一の校種・教科等において複数回申し込むこともおやめください。

※ **大学推薦特別選考特例で出願する人は電子申請による出願ができません。大学を通じて郵送で出願してください。**

【電子申請（インターネット）による出願の仕方～出願から受験まで～】

- ① 大阪市電子申請・オンラインアンケートシステムポータルページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000134960.html>)にアクセスし、ログインする。
 - ② カテゴリー選択→目的で選ぶ→検索、カテゴリー選択→採用試験→検索、の順に絞込みを行い、手続き名「【電子申請】平成28年度大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テスト受験申込（教育委員会事務局）」画面を開く。
 - ③ 「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックする。
 - ④ 記載内容を確認し、「同意する」をクリックする。
 - ⑤ **連絡先メールアドレス**を入力し、「完了する」をクリックする。（※ここで入力した**連絡先メールアドレス**に、受験に関する重要なメールが配信されます。**連絡先メールアドレス**は変更できませんので、ご注意ください。）
 - ⑥ **連絡先メールアドレス**に自動配信されるメールを開き、申込画面へのURLにアクセスする。
 - ⑦ 必要事項をすべて入力し、確認へ進む。
 - ⑧ 1) 出願に必要な項目が記入されていない場合→赤字で記載された不備内容をすべて修正しないと先へ進めなくなるので、不備内容をすべて修正→再度確認へ進む→「申込む」をクリックする。
2) 出願に不要な項目が入力されている場合→申込確認画面に自動削除される項目が青字で記載される。削除内容に問題がなければ「申込む」をクリックする。
3) 不備がない場合→申込確認画面で「申込む」をクリックする。
 - ⑨ **連絡先メールアドレスに整理番号とパスワード**が自動配信される。（※整理番号とパスワードは、出願手続きの照会や受験票の入手に必要です。大切に保管してください。）
 - ⑩ 出願内容に誤りがなければ、**連絡先メールアドレス**に申請から3週間以内に出願を受け付けたことを知らせるメール（「受理メール」）が届く。【※誤りがあればメールまたは電話（06-6208-9123）による連絡があります。】
 - ⑪ 「受理メール」に記載されたURLから受験に必要な書類の一部をダウンロードする。
 - ⑫ **連絡先メールアドレス**に受験票をダウンロードするためのメール（「お知らせメール」）が届く。
（※1次選考受験者：6月末、1次選考免除対象者：8月7日を予定）
 - ⑬ 「お知らせメール」に記載された方法で受験票をダウンロードする。（※これで受験に必要な書類がすべてそろえる。）
 - ⑭ ⑪と⑬で入手した書類に必要事項を記入し、受験票で指定された日時と会場で受験する。
- ※受付開始日及び受付終了日以外は、24時間いつでも申し込みできますが、システムの保守・点検等を行う必要がある場合や、重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合、事前の通知を行うことなく、本システムの運用の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、できる限り、早期に申請してください。

※連絡が取れるメールアドレスをお持ちでない方や受験票を印刷できない方は、インターネットで出願することができません。郵送による出願となりますので、まずは出願手続き書類の郵送請求を行い、返信された出願手続き書類で出願してください。請求の際は、封筒の表に「願書請求(教員)」と朱書きし、140 円切手を貼った返信用封筒(角型 2 号: 33cm×24cm にあて先を明記したもの)を同封のうえ、大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当(〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20)に郵送してください。出願手続き書類の請求期限は4月23日(木)(必着)です。送付いただいた書類・切手は返却いたしません。切手は過不足なく送付してください。

15. 注意事項等

- ・ 出願内容に誤り等がある場合、本市よりメールや電話(教職員人事担当:06-6208-9123)により、通知を行いますが、連絡がつかない場合や、修正期限までに修正に応じていただけない場合、出願を無効とします。本市の教職員人事担当の電話番号(06-6208-9123)をアドレス帳に登録するなど、本市からの電話連絡に応じられるように事前準備を行ってください。
- ・ 第1次選考の受験票は、受験番号、試験日時、会場等を明記して、6月末に交付する予定です(郵送で出願した人のみ郵送で送付します)。7月1日(水)までにダウンロードできないときや到着しないときは、教育委員会事務局に電話で確認してください。また、**第1次選考の免除が認められた人へは、第1次選考の結果発表時[8月7日(金)]に第2次選考の受験票を交付・発送する予定です。**8月12日(水)までにダウンロードできないときや到着しないときは、教育委員会事務局に電話で確認してください。
- ・ 郵便ポストに表札を出していない場合、受験票や結果通知が配達されないことがあります。郵便ポストには表札を出してください。
- ・ 住所や名前に変更がある場合は、ハガキにより連絡してください。電話では受け付けません。また、それ以外の記載内容の変更はできません。
- ・ 早めの出願にご協力ください。出願後、新たに大阪市学校園現職講師特例の対象となられた方については、出願期間に限り特例の変更を受け付けますので、電話でご相談ください。
- ・ 受験に際して大阪市教育委員会が収集した個人情報、大阪市教員採用選考テストの円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

16. 試験問題の閲覧

市民情報プラザ(大阪市役所1階)、大阪市公文書館(大阪市西区北堀江4-3-14)で、過去の教員採用選考テスト問題(実技テストの内容を含む)を閲覧およびコピー(有料)することができます。なお、閲覧時間は土、日、祝日を除く平日の午前9時から午後5時半までです。

平成22年度以降の第1次選考、第2次選考の小学校の筆答テスト問題及び解答は、大阪市教育委員会のホームページ(<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>)でも公開しています。

※この教員採用選考に関する出願、問い合わせ先:

大阪市教育委員会事務局 教職員人事担当(教員採用・管理職人事グループ)

TEL: 06-6208-9123 FAX: 06-6202-7053

この受験案内は、大阪市教育委員会のホームページからもダウンロードすることができます。

(大阪市教育委員会ホームページ<http://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/>) また、次の場所にも置いてあります。

- ・ 大阪市教育委員会事務局教職員人事担当(大阪市役所3階)
- ・ 市民情報プラザ(大阪市役所1階)
- ・ 各区役所区民情報コーナー
- ・ 大阪市サービスカウンター(梅田・難波・天王寺)

(注) 大阪市立、堺市立、豊能地区公立を除く大阪府内の公立学校にかかる教員採用については、大阪府教育委員会(問い合わせ先: 府民お問合せセンター「ピピっとライン」06-6910-8001)の受験案内をご覧ください。堺市立の公立学校にかかる教員採用については、堺市教育委員会(問い合わせ先: 072-228-7438)の受験案内をご覧ください。また、豊能地区の公立小・中学校にかかる教員採用については、大阪府豊能地区教職員人事協議会(問い合わせ先: 06-6858-3341)の受験案内をご覧ください。